

一般飲食店における高温・低温環境を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	12～ 13	店舗キッチンでチャーハン用の鉄板を補充する作業中に、体勢を崩し鉄板を温めるオーブンに誤って手をついてしまい、火傷を負った。	15	—
1	8～9	納品ケースを外に出しに行ったとき、凍結した駐車場で滑り、転倒して手をつき右手首を負傷した。	53	—
2	18～19	厨房において、玉子焼きを焼く為フライパンを温めていたところ、火が引火してしまい、手で払ったところ、フライパンの油が右手にかかり負傷したものである。当日は応援のため、駅に出勤していたものである。	39	10～ 29
5	9～ 10	店内厨房にある揚げ物機械の油を交換する際、廃油缶を運搬中に廃油缶を持ち上げる機器が廃油缶から外れ、右手甲から肘下まで廃油がかかり火傷した。	37	10～ 29
7	0～1	うどん釜の熱湯を桶に入れようとした際に、桶が割れていたため熱湯が左手にかかってしまい、火傷を負った。	32	10～ 29
7	11～ 12	店舗厨房内にて、ガスコンロを使用して鍋に入ったカレーソースを仕込み、洗い場にて食器の洗い物をしていた。その際、厨房内に換気扇が1つしかなく、炊飯ジャーの蒸気やフライヤーの熱気の影響で、厨房内の温度は大変高い状況であった。さらに、入社したばかりで緊張していたこともあり、水分補給を怠ってしまったため、倦怠感と筋痛の症状が出て救急車で搬送された。	57	1～ 9
9	19～ 20	レストラン店舗内、パントリーにて、お客様への注文品が重なった為、左手にそば腕を持ち、右手でラーメンを作って、トレイに載せようとした際、そば腕が傾いて	20	30～

		こぼれ、左手にかかり、手首に火傷を負った。		49
9	11～ 12	事業所内の棚の前で立ち作業を行っている時に、棚の下段付近に置いている業務用のポットが倒れた、ポットの上蓋が外れ、中に入っていた沸かした直後のお茶が全部ザバツと両足にかかって火傷した。すぐに水で冷やしたが、足の甲の痛みが強く、右足の指全部と左足の親指に水ぶくれができた。	47	10 ～ 29
10	11～ 12	被災労働者が店内の厨房にてフレンチトーストを調理中、通路を挟んで労働者の背後の棚にスープの入った保温調理器が置いてあった。被災労働者と保温調理器の間の通路を、タオルを腰に掛けた被災労働者とは別の労働者が通ったとき、被災労働者とは別の労働者のタオルのわの部分保温調理器のふたの取っ手部分に引っ掛かり、保温調理器が床に落ちた。その際、こぼれたスープが労働者の左足ひざ裏下にかかり、火傷した。	28	1～ 9
11	22～ 23	閉店作業で明太子の缶を汚れが落ちやすいように湯を入れて足元に置いていた。本人が釜を清掃時に誤ってその缶を蹴ってしまい、中の湯が右足甲にかかり火傷した。	19	10 ～ 29
11	18～ 19	店舗営業中、餃子機の鉄板を掃除するために、麺機で沸騰していた熱湯を杓ですくい、鉄板に流し込もうとしたところ、誤って足元に熱湯をこぼしてしまい、履いていた長靴の中へ熱湯が入って、左足の内くるぶし周辺10cm四方の範囲で火傷を負い、病院へ救急搬送した。	15	300 ～ 499
12	15～16	厨房内にて、ゆで麺機の掃除をする為、麺機から熱湯を放出しようと麺機の底からホースを排水溝へ入れ、放出中にホースに穴が空いていて熱湯が右足のくるぶしにかかり火傷をした。	36	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html